

2023年12月5日

「公共放送ワーキンググループにおける今後の検討項目」に対する意見
(総務省 第16回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング)

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は総務省「公共放送ワーキンググループ」(WG)で示された「今後の検討項目」に対して、以下の意見を述べる。

(1) 地上波テレビ放送以外(地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送)のインターネット活用業務の在り方

① 必須業務化の是非

当委員会はNHKのインターネット活用業務の「必須業務化」に反対している。WGでは受信料制度をはじめとする制度に関わる根本的な検討が十分なされず、国民・視聴者に与える影響への多面的な検証も乏しかった。このため、地上波テレビ放送のネット業務に関する議論で主張してきた前提は変わらず、地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送に関わるネット業務の必須業務化についても反対する。また、業務範囲だけではなく、受信料制度やガバナンスの在り方も含め「三位一体」で議論すべきであり、業務の一部分を切り出して検討する進め方は望ましくない。

「今後の検討項目」が、NHKの業務範囲の今後に関するテーマである以上、NHK自身が要望や目指すべき具体像を示すことが議論の出発点になる。しかし、前回会合のNHKの説明では、「衛星放送の同時配信・見逃し配信の実施は見送りたい」という点以外の明確な要望は分からず、必須業務化を希望しているかさえ明らかでなかった。必須業務化が必要なのか、必要な場合は既存の任意業務ではなぜできないのか、といった点について説明が必要だ。ラジオ放送や国際放送のネット業務については、費用対効果を踏まえて検討するなどといった説明があったが、前提となる費用の開示はなかった。今後、競争評価が行われることを踏まえても、積極的な情報開示を求める。

(1) 地上波テレビ放送以外(地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送)のインターネット活用業務の在り方

② 必須業務として配信すべき情報の範囲

WGの取りまとめは、NHKが必須業務として配信すべき情報の範囲を「限定して画定されるべき」とした。仮に必須業務化するとしても、「必須業務として配信すべき情報の範囲」の前提とされた「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」は、「密接に関

連」や「補完」の意味につき解釈の幅を広く捉えることができ、必須業務化にともない廃止が提言された理解増進情報と同様、なし崩し的な業務拡大が懸念されるため、制度化に際しては削除すべきだ。

取りまとめは地上波テレビ放送のネット業務を対象にしているが、仮にラジオ放送や衛星放送に関するネット業務を必須業務化する場合でも、配信すべき情報の範囲は地上波テレビ放送のネット業務と同様、限定的にしなければ抜け道になりかねない。ユーザーから見れば、どの伝送路にひも付いたコンテンツなのか関係はなく、異なるルールが適用されることは望ましくない。

国際放送については、その意義は理解するものの、インターネット活用業務のうち日本語コンテンツを発信する事業は限定的に展開すべきだ。国際放送の枠組みで日本語でのネット展開が拡大すれば、市場に悪影響を及ぼしかねない。在外邦人向けテレビ国際放送のニュース・番組のネット配信は現在、海外のみで視聴が可能となっているが、この考え方は堅持すべきだ。外国人向けネットサービスについても、外国語で同様の事業を展開する日本の民間報道機関があることを踏まえた事業展開が必要だと考える。

総務省のWG事務局が作成した資料によると、NHKは地上波ラジオ放送の理解増進情報として、「語学講座アプリ」などを展開している。かねて指摘してきた通り、NHKのネット業務については、放送の二元体制・放送行政の話だけにとどまらず、メディアの多元性・インターネット全体に関わる問題だ。教育に関するコンテンツを展開するのであれば、教育事業を展開する民間事業者から意見を聞くなど、NHKのネット業務が影響を与える市場や範囲を広く捉え、さまざまなステークホルダーから聞き取りを行うことを求める。

(3) その他

②NHKのガバナンスの在り方

WGで構成員から繰り返し指摘があったように、NHKのガバナンス確保は極めて重要な課題だ。取りまとめには「NHKのインターネット活用業務を必須業務化することで重い責任と規律を課していくことの一環として、子会社を含むNHKのガバナンスについて見直すべきとの指摘もあり」との記載もある。地方メディアをはじめ、言論の多様性を維持するための担保措置として経営委員会を含めどのようにNHK全体でガバナンスを確保していくかは、三位一体改革の上でも重要な論点だ。今後のNHKのガバナンスにおいて、経営委員会がどのように積極的に関わっていくのか、考え方を説明してほしい。

子会社を通じた業務展開については、デジタルサイネージ（電子広告）への記事配信において、価格設定などの面で市場に悪影響が生じたとの指摘がある。受信料を元に作成したコンテンツを活用して事業を展開している以上、NHK本体と同様、公正な競争に配慮した事業展開が必要だ。

子会社が展開するウェブサイトで広告を掲載したり、番組に関連するとして商品を販売したりする事例もあるが、公共放送NHKの関連団体としてふさわしい業務を節度をもって行

う必要があり、子会社を活用したネット業務が、NHK本体のネット業務の抜け道となつてはならない。各地のイベント事業で、子会社が地元民間企業と競合することもある。検討項目には「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについて検証」とあるが、NHK自らが子会社の事業展開の実態やその理由について、ていねいに説明していくことがガバナンスを高めていくことにつながる。

以 上